

「戸田市自治基本条例推進委員会条例(案)」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名：戸田市自治基本条例推進委員会条例（案）について

意見募集期間：平成27年6月1日（月）から平成27年6月30日（火）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、2名の方から5件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

| | ご意見の内容 | 市からの回答（対応） |
|---|---|---|
| 1 | <u>附属機関について</u> 特別職と成り報酬が支払われるのは反対です。就業規則は不明ですし市民としては自由な立場で参加したいと思えます。従って、わずかな報酬を支払われるよりボランティアが良いと思えます。議員も報酬は辞退するにしても附属機関には参加できないのではないのでしょうか。又市民生活常任委員会のメンバーは2年に1度入れ替えに成ります。 | 地方自治法第203条の2には、附属機関である委員会の委員に対して報酬を支払わなければならない、と規定されています。 本委員会は、自治基本条例に関することを諮問する機関として置く旨の記載がされており(自治基本条例第20条)、行政機関の附属機関としての本委員会を構成する委員は、非常勤特別職の公務員となります。 議員の附属機関への参加については、戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例第4条に『議員活動の一環として特別職の職員を兼ねるときは、(後略)』と記載されております通り、参加できることとなっております。ただし、その際には『報酬は、支給しない。』こととなっておりますので、ご理解ください。 |

| | ご意見の内容 | 市からの回答（対応） |
|---|---|--|
| 2 | <p><u>任期について</u></p> <p>任期2年では短い。基本条例の勉強会、他市の調査、地域活動をしている団体調査等を知る事だけで終わってしまいます。たとえば年4回で合計8回の会議が終われば委員長を含め全員が退会し新たに18人が会議を行っても繰り返しのすぎません。</p> | <p>自治基本条例第21条では、4年を超えない期間ごとに条例の見直しの検討を実施すると定めています。平成30年6月で自治基本条例の制定から4年が経過しますので、それまでに市長からの諮問を受け、見直しの検討を実施できる任期としました。その際には、効率的な進め方を模索するよう進めてまいります。また、再任を妨げるものではございませんので、ご本人の意思を確認した上で、できるだけ多くの委員の方にご継続いただければと考えております。</p> |
| 3 | <p><u>所掌事務について</u></p> <p>自治基本条例推進委員会としては市民・議会・行政内の組織図づくりが大切ではないでしょうか。10年かかろうが20年かかろうがトライアングルの中央で協議する為には必要なことだと思います。諮問に応じて建議するのは部会活動でやればよいと思います。自治基本条例の改善及び更新の答申も部会活動でやればよいと思います。</p> | <p>本委員会は、3者による自治基本条例の実効性を確保するための会議となります。本委員会のみが条例の推進を図るのではなく、3者各々が自らの立場で「自治のまちづくり」へ向けた活動を行うことが重要となります。</p> <p>自治基本条例第20条及び第21条の規定のとおり、市長の諮問を受けて、自治基本条例の改善や諮問への答申については、本委員会でを行うこととなっています。</p> |
| 4 | <p><u>見直し規定について</u></p> <p>自治基本条例推進委員会の見直し規定を加筆が必要。</p> | <p>本委員会を開催する中で、運営に不都合が生じてきた際に、本委員会の中での検討議題とさせていただきます。</p> |

| | ご意見の内容 | 市からの回答（対応） |
|---|---|---|
| 5 | <p><u>3-3. 会議について</u></p> <p>場合によっては、重要な事項の決議もあると思われるので、「委任状」の規定を入れたほうがよいのではないのでしょうか。また、「委員の解任」についても記されたほうがいいのかと思います。</p> | <p>本委員会は、行政の「附属機関」であり、諮問又は調査等を行うための機関です。諮問とは、特定の事項について意見を求めることをいい、意思最終決定機関ではありません。本委員会内での「決議」については、形式的な拘束力はないものと思料されます。また、委員は「委嘱」という形式で、市長から選任され、ご本人に審議検討することをお願いしているものですので、「委任状」というかたちではなく、ぜひ可能な限りご出席いただきたいと考えます。</p> <p>「委員の解任」についても、行政機関からの「委嘱」という形式をとっているため、特段の事情がない限り、必要性はないものと判断しております。</p> |